駐車場法に基づく届出について

令和2年

和歌山市

都市建設局　都市計画部　まちなみ景観課

1　駐車場法の概要

（1）駐車場法の制度のあらまし

駐車場法は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として昭和32年に制定されました。

（2）駐車場法における用語の定義

路外駐車場（駐車場法第2条）
道路の路面外に設置される、一般公共の用に供される（不特定多数の方が利用する）駐車場をいいます。商業施設などで、買い物客のほかにも利用可能な駐車場は、これに該当します。

2　路外駐車場の届出について

（1）届出の対象となる駐車場（駐車場法第12条）
路外駐車場で下記（ⅰ）から（ⅲ）のすべての要件に適合するものは駐車場法に基づく届出が必要です。

（ⅰ）　都市計画区域内であること。（和歌山市全域が都市計画区域）
（ⅱ）　自動車の駐車に供する部分の面積が５００㎡以上であること。
（ⅲ）　駐車料金を徴収していること。

なお、時間駐車と月極駐車の双方を取り扱う駐車場については、時間駐車に供する部分のみの面積が５００㎡以上である場合に限り、届出が必要です。
また、駐車場の構造としては平面駐車場・立体駐車場（多層式・機械式）などがありますが、建築物の一部（地下・屋上・一部フロアーなど）を利用するもので上記の（ⅰ）～（ⅲ）の要件に該当する場合は届出が必要です。

（2）路外駐車場設置等に関する必要書類

①　路外駐車場の設置・変更届出（駐車場法第12条）

※あらかじめ（工事着手前までに）市長に届出なければなりません。
※路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となる管理規程を定め、これを供用開始後10日以内に市長に届出なければなりません。

（注）提出部数 ： 2部（正本1部、正本の写し1部）

提出書類（施行規則第1条）

	提出図面	内容
設置	ア 届出書	別記様式（第2条関係）
	イ 届出書（バリアフリー新法関係様式）	第2号様式
	ウ 付近見取図	1/10，000以上
	エ 平面図	1/200以上 路外駐車場の区域、周囲の道路の配置（バス停、横断歩道、交差点等）や幅員等、駐車場法施行令で定める技術基準に対応するものを記載
	オ 各階平面図	1/200以上 場内の設備（事務所、料金徴収所、照明等）や車路の幅員、警報装置等、駐車場法施行令で定める技術基準に対応するものを記載
	カ 立面図	2面以上、1/200以上 路外駐車場が建築物である場合に添付
	キ 断面図	2面以上、1/200以上 路外駐車場が建築物である場合に添付
	ク 屈曲部、傾斜部の詳細図	1/200以上
	ケ 管理規程届出書	参考様式1
	コ 認証の写し、仕様図又は全体組立図	機械式駐車装置の場合に添付
変更	ア 届出書	別記様式（第2条関係）

	イ 届出書(バリアフリー新法関係様式)	第2号様式 駐車台数等を変更する場合に添付
	ウ 管理規程一部変更届出書	参考様式2 代表者の変更等、管理規程に変更を伴う場合は、変更後10日以内に添付
	エ 変更事項に係る図面	規模、構造、設備等を変更する場合に添付

② 管理規程の変更に対する届出(駐車場法第13条)

※管理規程に定めた事項を変更する場合は、変更後10日以内に市長に届出なければなりません。

※管理規程に定めるべき内容は次のとおりです。

- 路外駐車場の名称
- 路外駐車場管理者の氏名及び住所
  (法人の場合はその名称、事務所所在地、代表者の氏名及び住所)
- 供用時間(開始時刻、終了時刻、休業日など)
- 駐車料金
- その他供用契約に関する事項
  (駐車自動車の滅失または損傷についての損害賠償に関する事項を含む。)
- 構造上駐車できない自動車
- 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務があればその概要。

提出書類(施行規則第2条)

	提出図面	内容
変更	ア 管理規程一部変更届出書	参考様式2
	イ 理由書	変更の理由がわかる書類
	ウ 路外駐車場の供用契約書	供用時間、供用契約等を変更する場合に添付

③　路外駐車場の廃止・休止・再開（駐車場法第14条）

※廃止・休止・再開後10日以内に路外駐車場（廃止・休止・再開）届出書（別記様式第1号）を市長に届出なければなりません。

（注）提出部数　：　1部

（3）路外駐車場に関する手続フロー

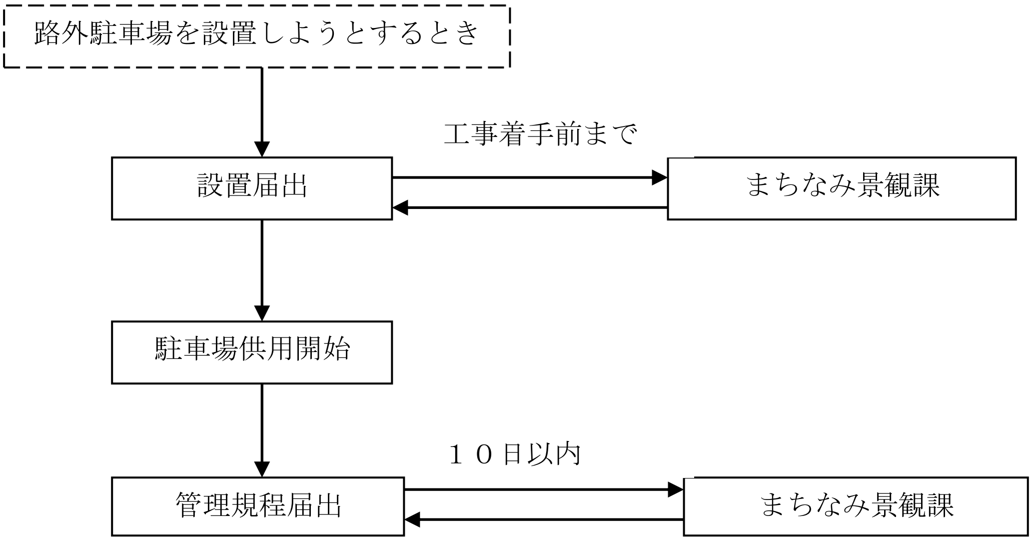

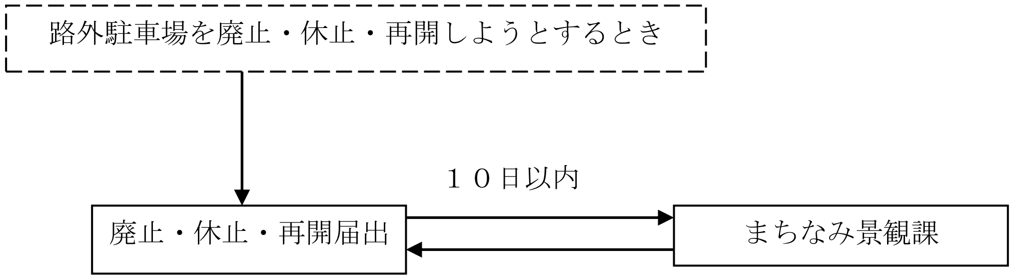

3　届出上の留意点

路外駐車場に係る技術的基準

　路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡ 以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準によらなければなりません。(駐車場法第11条)
具体的には、以下の基準を満たす必要があります。なお、届出の対象とならない500㎡以上の路外駐車場においても以下の基準を満たす必要があります。(施行令第6条)

(1)　自動車の出入口に関する基準

①　出入口を設置してはいけない場所（施行令第７条第１項１号）

(a)　道路交通法第４４条各号に掲げる道路の部分（駐車禁止の部分）
(b)　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５m以内の道路の部分
(c)　幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右２０メートル以内の部分を含みます。）
(d)　橋
(e)　幅員が６m未満の道路
(f)　縦断勾配が１０％を超える道路

②　出入口の設置（施行令第７条第１項）

(a)　路外駐車場の前面道路が２以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること
(b)　自動車の駐車の用に供する部分の面積が６，０００㎡以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて１０m以上とすること

(c)　自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、１．５m以上とすること

(d)　自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上１．４ｍの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること

イ　専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限ります。）　１．３ｍ

ロ　その他の路外駐車場又はその部分　２ｍ

(2) 車路に関する基準(施行令第8条)

①　自動車の車路の幅員

※自動車の車路の幅員は下表に定める幅員以上が必要です。

(a)　屈曲部は自動車が５ｍ以上の内法半径で回転できる構造であること

(b)　傾斜部の縦断勾配は１７％以下で、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること

種別	幅員
ア　一方通行の自動車の車路のち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分	２．７５ｍ（特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、１．７５ｍ）以上
イ　一方通行の自動車の車路又はその部分	３．５ｍ（特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、２．２５ｍ）以上

ウ　その他の自動車の車路又はその部分	５．５ｍ（特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、３．５ｍ）以上

② 高さの制限（駐車の用に供する部分）

(a)　通路の梁下の高さは２．３ｍ以上
(b)　駐車場の梁の高さは２．１ｍ以上

(3) 避難階段の基準(施行令第10条)

直接地上に通じる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、又はこれに代わる設備を設けなければなしません。

(4) 防火区画 (施行令第11条)

建築物である路外駐車場に給油所、その他火災の危険性のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しなければなりません。

(5) 換気装置の基準（施行令第12条)

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積１平方メートルにつき毎時１４立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の１０分の１以上であるものについては、この限りでない。

(6) 照明装置 の基準(施行令第13条)

車路の路面 １０ ルックス以上、駐車部分の床面 ２ ルックス以上

(7) 警報装置の基準(施行令第14条)

建築物である駐車場には自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない。

（8）特殊の装置の基準（施行令第15条）

令第6条から令第1 4条に定めている規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合には適用しない。

（9）車いす使用者用駐車区画に関する基準
（バリアフリー新法省令、和歌山県福祉のまちづくり条例）

① 設置

（a） 駐車台数が２００以下の場合は駐車台数の２％以上、駐車台数が２００を超える場合は駐車台数の１％＋２台以上設置すること

② 仕様

（a） 出入口から車いす使用者用駐車区画に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること
（b） 幅は3．5m以上とすること
（c） 障害者のための国際シンボルマークを車いす使用者用駐車区画の床面に塗装表示し、車いす使用者用駐車区画の標識を設けること

③ 通路、階段の構造

（a） 表面は、粗面とし、又は、滑りにくい材料で仕上げること
（b） 段の構造
- 手すりを設けること
- 主たる階段には、回り段を設けないこと
- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること
- 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること
- 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとすること
- 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること

（c） 通路の幅は1．2m以上とすること
（d） 傾斜路の構造

・ 手すりを設けること
・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること
・ 区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること
・ 幅は、内法を1．2m（段を併設する場合にあっては、0．9m）以上とすること
・ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが0．16m以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと
・ 高さが0．75mを超える傾斜路にあっては、高さ0．75m以内ごとに踏幅0．15m以上の踊場を設けること
・ 踊場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとすること
・ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること

（例）
身体障害者用駐車施設　身体障害者用駐車施設　標準駐車施設

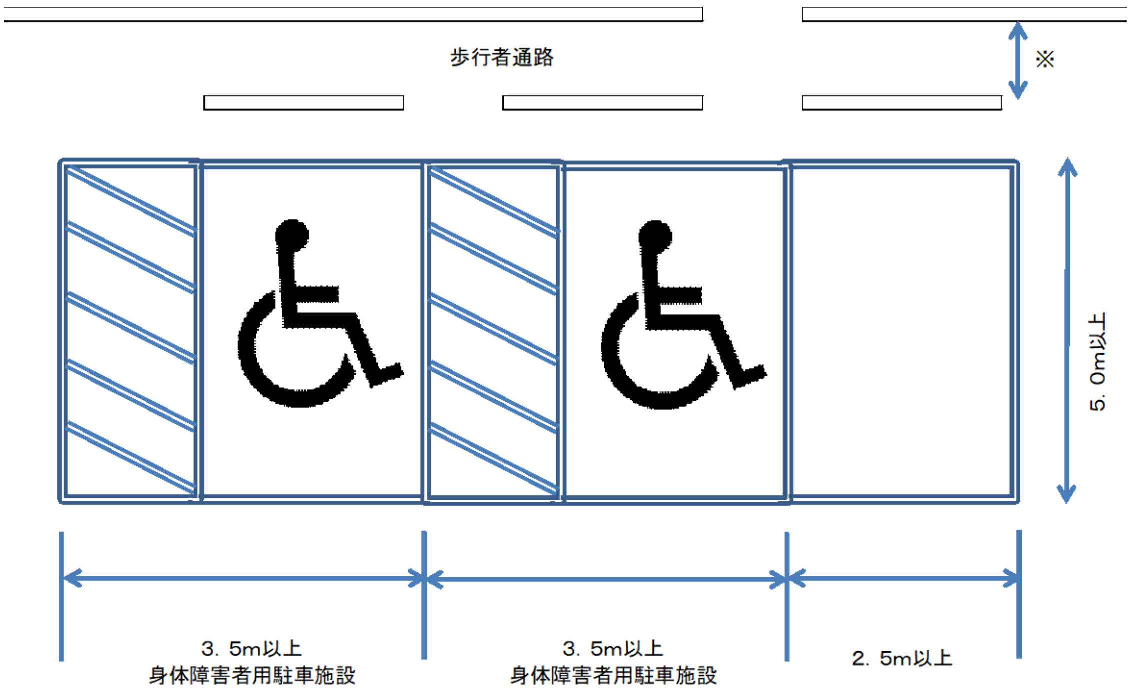

※ 2．0メートル以上（やむを得ない場合は1．5メートル以上）